



住まいの悩みを トータルサポート

住まいの総合支援事業

住まいの新築、リフォーム、空き家対策などを支援する各種補助制度のほか、住まいのワンストップ相談窓口などの開設により、住まいに関して総合的に支援します。

問い合わせ 建築開発課（市庁舎6階、☎65・4179）

住まいに関する補助制度

市では、誰もが暮らしやすい快適な住環境づくりのため、新築住宅の質の向上や既存住宅の活用、また、空き家対策や木造住宅の耐震化などを促進するための、10の補助金を用意しているほか、無料で木造住宅の耐震性を簡易診断しています。（9頁表）

事前に制度内容、申請方法を確認してください

対象となる工事内容、納税状況や所得による対象者、申請に必要な書類など、詳細は建築開発課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

また、ユニバーサルデザイン住宅への改造と、省エネルギー化のための改修などを同時に行う際に、補助制度の併用が可能な場合もあります。併用するには、それぞれの条件を満たす必要があるため、ご相談ください。

募集期間 いずれも先着順で受け付け、各募集件数に達するまで。（令和5年3月15日(水)までに、完了実績報告書などの提出が必要）

なお、表内⑧⑨⑩は令和4年9月30日(金)までに、申し込みが必要。



空き家の定期的な点検を行いましょ

空き家は全国的に年々増加しており、市内にも危険な空き家や長期利用のない空き家が見られます。空き家の所有者などは、法により適切な管理を行う責任があります。相続などで空き家を管理することになった場合は、定期的な点検しましょう。

なお、市では、空き家の適切な維持管理などを図るため、空き家に関する各種補助も行っていますので、相談してください。



管理者になったらまず行うこと

- ① 近所に挨拶する（近所への声掛けは、不法侵入や不法投棄の回避につながります）
 - ② 火災保険に入る
 - ③ 不審者の侵入を予防する
- 月に1回程度の定期的な点検
大雨や地震の後は、雨漏りや水漏れ、建物の傷みがないか確認する。

半年に1回はじっくりと点検

半年に1回は、定期点検に加えて、家の基礎や壁などをチェックする。

空き家を放置し続けるとさまざまリスクが高まります

手入れをしない建物は傷みが早く、近所や地域にも大きな影響を与えます。一軒だけの問題と思わずに、手入れを定期的に行いましょう。

リスク1 事故・二次災害を誘発

- 強風などによって屋根や外壁材などが落下・飛散する。
- 積雪によって倒壊事故が起こる。
- 放火によって火災が起るなどの事故・二次災害を誘発する。

リスク2 損害賠償支払いに発展

○ 火災による隣接家屋の全焼・死亡事故、倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故、外壁材の落

- 空き家点検チェックリスト**
- 屋根・軒裏・外壁・床などの浮きや剥がれを確認
 - 部屋の換気（窓や収納扉を1時間開け、換気扇を運転）
 - 玄関や窓の立て付けの異常がないか確認
 - ポストの中身の整理 □ 雨漏り、かびがないか確認
 - 給水・排水の不具合（詰まりや臭い）の確認
 - 室内、玄関周り、敷地内の簡単な掃除
 - 蛇口の防臭・防虫（蛇口を1分間開き、水を流す）
 - 庭の草刈りや庭木の手入れ
 - 冬場の除雪（屋根からの落雪で近隣に迷惑をかけない）

詳細は市ホームページをご覧ください

住まいの支援制度一覧
市ホームページID.1003054

住まいの総合相談窓口
市ホームページID.1003024

住まいに関する相談窓口

下などによる死亡事故などにより、損害賠償を負担しなければならなくなる可能性がある。

各相談窓口をご利用ください。

市役所の窓口や電話で、住宅に関する支援制度、住宅情報や住宅のトラブルなどの相談を受け付けています。（図）

住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた住まいに関する相談に、専門家が応じます。（事前に建築開発課へ申し込み）

相談体制 弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・社会福祉協議会・土地家屋調査士

ユニバーサルデザイン住宅相談会

ユニバーサルデザインの視点で、各分野の専門家が住宅の増改築・改造などについて助言します。（事前に建築開発課へ申し込み）

なお、表内③④の補助制度を受ける場合は、参加が必要です。

相談体制 理学療法士・作業療法士・建築士・保健師

図 住まいの総合相談窓口イメージ



ユニバーサルデザイン住宅相談会

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安全・安心に生活できるような住宅への新築・改修などについて、各分野の専門家による無料相談。

日時 毎月第2・第4水曜日（祝日の場合は木曜日）13時～16時（事前予約制）

場所 市庁舎10階会議室

専門家たちが多方面からサポート

住まいのワンストップ相談窓口

市役所などの窓口では解決が難しい、空き家を含む売却、相続、管理、リフォームなどの住まいに関する相談について、各分野の専門家による無料相談。

日時 毎月第2日曜日、第4火曜日 13時～16時（事前予約制）

場所 市庁舎10階会議室
市民文化ホール（西5南11）
とかちプラザ（西4南13）

表 住まいの総合支援事業の補助制度一覧

	制度名	制度概要	補助額(補助率)	募集件数	注意点
新築	① おびひろスマイル住宅補助金	認定長期優良住宅 ^{※1} 、認定低炭素住宅 ^{※2} または、きた住まいる住宅 ^{※3} を新築する人に補助	20万円	先着50件	・要着工前申請（着工後の申請は不可）
	② ユニバーサルデザイン住宅新築補助金	市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する人に補助	20万円		・建築開発課へ図面を持参し、事前に要相談 ・要着工前申請（着工後の申請は不可）
リフォーム	③ ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金	住宅の床面積を増やし、その部分またはその部分を含めてユニバーサルデザイン化工事をする人に補助	上限20万円(50%)	②③④併せて先着30件	・要着工前申請（着工後の申請は不可） ・ユニバーサルデザイン住宅相談会にて相談後、現地調査の必要あり
	④ ユニバーサルデザイン住宅改造補助金	身体障害者手帳1・2級または、介護認定を受けている人のため、住まいの障壁を取り除く工事をする人に補助	上限40万円(80%)		
	⑤ 住まいの改修助成金	住宅の長寿命化や、省エネルギー化などへの改修により、住宅性能が向上する工事をする人に助成	5万円	先着400件	
	⑥ 空家改修補助金	北海道空き家情報バンクに登録されている空き家を購入して改修する人に補助	上限30万円(30%)	先着2件	
耐震化	⑦ 無料耐震簡易診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震性を判定	—	上限なし	・随時受け付け
	⑧ 木造住宅耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行う人に補助	上限5万円(50%)	先着3件	・要着工前申請（着工後の申請は不可） ・今年度より、改修などの後に居住する人も申請可
	⑨ 木造住宅耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された住宅の耐震改修工事（上部構造評点1.0以上）を行う人に補助	上限30万円(費用に応じ変動)	先着1件	
	⑩ 旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える人に補助	上限30万円	先着1件	
解体	⑪ 特定空家解体補助金	住宅性能が著しく低下している特定空家等 ^{※4} の除却をする人に補助	上限50万円(80%)	先着10件	

※1 認定長期優良住宅 国が定める基準に基づいて、長期にわたり良好な状態を保てるよう認定を受けた住宅
 ※2 認定低炭素住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物の認定を受けた住宅
 ※3 きた住まいる住宅 北海道が定めたルールを守り、「安心で良質な家づくり」を行う住宅事業者を登録・公開する「きた住まいる制度」に基づいて建築された住宅
 ※4 特定空家等 「そのまま放置すれば倒壊の恐れがあるなど著しく保安上危険が予想される状態」などであると市が判断し、認定した空家等



元気な中心市街地づくり促進事業

対象業種
 まちなか活性化のモデルとなる、魅力的かつ革新的な事業で、計画の目標指標（①中心市街地の平日昼間（9時から17時）のにぎわい創出、または、②まちなか居住者の増加）の達成に寄与する事業
 ※単発的なイベントは対象外

対象経費
 店舗改装費、設計費などの事業開始までに要する費用
 ※採択される前に事業に着手した部分や、家賃などの事業開始後の運営費などは対象外

補助率
 審査点により変動（1/3または1/2）（図2）

図2 補助制度の仕組み

◎審査点80点以上：「補助率1/2」で採択 ◎審査点70点以上80点未満：「補助率1/3」で採択
 ※1 審査は、100点満点です。
 ※2 審査点70点未満は、「不採択」となります。
 ※3 審査点上位者から予算の範囲内で採択するため、審査点の条件を満たしていても不採択となる場合があります。

補助限度額
 予算の範囲内（最大500万円）で、審査点上位者から補助額を決定

審査基準
 主に、事業内容（独自性・先進性・魅力）、事業効果（目標指標の達成への寄与度、波及効果など）、事業の可能性（実現可能性、継続可能性）により審査（申請締め切り後、日程調整の上、プレゼンテーション形式の審査会を実施予定）

申請方法
 事前に商業労働課へ相談の上、6月30日（木）までに申請してください。申請書の様式などは、市ホームページに掲載しています。

市ホームページID.1005521

中心市街地の活性化に向けて

市では、「第3期帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「魅力にあふれ訪れたくなるまちなかの形成」「快適で住みたくなるまちなかの形成」という二つの基本的な方針を定め、具体的な目標指標を設定し、取り組みを進めています。（図1）

計画に基づき、中心市街地の活性化させるために

「まちなかをさらに活性化させるために」

多くの人でにぎわう 駅北多目的広場の様子

元気な中心市街地づくり促進事業

魅力とにぎわいにあふれるまちへ

中心市街地を活性化させる、魅力的で革新的な事業を募集します。

問い合わせ 商業労働課（市庁舎7階、☎65・4165）

図1 第3期帯広市中心市街地活性化基本計画の概要

目指す中心市街地の姿▶十勝圏の中核都市にふさわしい、魅力とにぎわいにあふれるまち

<p>基本的な方針1 魅力にあふれ訪れたくなるまちなかの形成</p> <p>目標1 平日昼間を中心とした来街者を増やす</p> <p>目標指数 歩行者通行量（平日昼間9時～17時） 1万3756人（H30）⇒1万4800人（R6）</p>	<p>基本的な方針2 快適で住みたくなるまちなかの形成</p> <p>目標2 まちなか居住者を増やす</p> <p>目標指数 まちなか居住者数 2666人（H30.9末）⇒2820人（R6.9末）</p>
--	---